

色彩基準／綾瀬市景観計画【別冊】＜景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）＞

エリア区分	適用箇所	色彩範囲			色彩範囲の許容割合 (面積比)
		色相	明度	彩度	
商業系エリア 沿道系エリア	ベースカラー (基調色)	5YR～5Y	2.0 以上 8.5 未満	3.0 以下	外壁各面の 4/5 以上
		その他		1.0 以下	
	サブカラー (補助色)	R系 GY系 G系	-	4.0 以下	外壁各面の 1/5 以下*1
		YR系 Y系		6.0 以下	
		その他		2.0 以下	
	アクセントカラー (強調色)	-	-	-	外壁各面の 1/20 以下*1
屋根色	R系 YR系 Y系	6.0 以下	3.0 以下	全体	
	その他		1.0 以下		
自然系エリア	ベースカラー (基調色)	5YR～5Y	2.0 以上 8.5 未満	3.0 以下	全体
		その他		1.0 以下	
	アクセントカラー (強調色)	-	-	-	外壁各面の 1/20 以下*2
	屋根色	R系 YR系 Y系	6.0 以下	3.0 以下	全体
		その他		1.0 以下	

* 1 : サブカラー+アクセントカラー≦外壁各面の1/5

* 2 : 1/20 以下については、サブカラー+アクセントカラーの利用も可能

適用範囲／綾瀬市景観計画【別冊】<景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）>

景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）の適用範囲は、（都）寺尾上土棚線の寺尾台交差点～早川交差点（約 3.4 km）及び当該道路に面する敷地が適用範囲です。

なお、

- ①交差点部に面する敷地
- ②当該敷地と一団の敷地として利用する（直接、（都）寺尾上土棚線に面していない）場合についても適用範囲の対象とします。

- ※① 当該範囲の南北に位置する寺尾台交差点及び早川交差点に面する場合など
- ※② 沿道に面する敷地を駐車場利用し、その後背地の利用者が使用する場合など

※綾瀬シンボルロードのうち、都市計画道路延伸予定の北伸部分及び、沿道景観の変化が想定される早川交差点以南地域は除く。

エリア区分	商業系エリア	商業・行政施設が集中するエリア 【近隣商業地域】
	沿道系エリア	複数の用途が混在し、様々な表情を見せる沿道の軸となるエリア 【商業系及び自然系の除く区域】
	自然系エリア	田園風景が広がるエリア 【市街地調整区域】

適用範囲及びエリア区分の詳細は直接御確認ください。

